

平成 19 年度 森林整備革新的取組支援事業募集要領

はじめに

全国森林組合連合会（以下「本会」という。）は、平成 19 年度に林野庁が実施する革新的施業技術等取組支援事業のうち、本会が実施する森林整備革新的取組支援事業（以下、「本事業」という。）について下記の要領で募集します。

1. 事業の目的

森林所有者の森林整備意欲の低下が顕著になっている中で、森林所有者による森林整備を確保していくためには、林業の採算性の向上を図ることが不可欠であることから、これを実現させるためには、森林施業や生産・流通コストの徹底した縮減、木材の付加価値の向上、施業の集約化・団地化に意欲的な地域の林業生産活動の中核となる林業事業体の育成、林業事業体・木材加工業者等の連携による木材の安定供給と利用の拡大、路網や高性能林業機械など基盤整備を集中的かつ総合的に推進していくことが重要となります。

このため、林野庁では、平成 18 年度から利用可能な資源状態にある人工林が、まとまって存在する地域を選択し、全国のモデル地域として、これらの施策を総合的に講じる「新生産システム」を展開し、林業の再生に取り組むこととしています。

本事業は、この「新生産システム」の下、森林施業や木材生産の抜本的なコストダウンに資する施業技術の試行的実施を図る取組に対する支援を通じて、当該地域における林業コスト全般の縮減を図り、「新生産システム」を支えるものです。

2. 応募要件

(1) 応募対象となる地域等の要件

新生産システムモデル地域を対象とします（別紙参照）。

また、対象森林は、原則、国有林、公有林を除く民有林です。

(2) 応募者の要件

新生産システムモデル地域内で活動を行う森林組合、造林・素材生産業者、林研グループ、森林所有者、林業技術・研究機関（ただし、地方公共団体の機関を除く）等とします。

(3) その他の要件

事業の高い波及効果を確保するために、下記の事項を応募の要件とします。

林業普及指導機関の推薦等を得ていること

実施箇所を活用した普及活動などが予定されていること

事業を拡大する予定地が確保（試行実施規模の概ね 2 倍以上）されていること

3. 助成内容及び助成対象経費

(1) 助成内容

応募者の活動する地域において実績は乏しいものの人工林施業の抜本的なコストダウンに資すると認められる施業技術を試行的に実施するために必要な経費を助成します。

(2) 助成対象経費の範囲

助成の対象となる経費（別表）については、事業の実施に直接必要な経費のうち以下の経費とします。

応募に当たっては、平成 19 年度における事業の実施に必要となる額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、応募申請書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しません。

また、所要額については千円単位で計上して下さい。

技術者給

「技術者給」とは、事業を実施するために必要となる業務（工程調査等専門的知識・技術を有する現地調査・分析等）について、本事業を実施する事業実施主体が、雇用したものに対して支払う実働に応じた対価です。

賃金

「賃金」とは、事業を実施するために必要となる抜本的なコストダウンに資する森林施業（造林・保育・間伐等の作業）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）です。

賃金の単価については、定められた単価はありませんが、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

なお、賃金には、扶養手当、通勤手当等の諸手当、雇用保険料、健康保険料、林業退職金共済等は含まれません。

謝金

「謝金」とは、事業を実施するために必要となる研修会出席に対する講師等への謝礼に必要な経費です。

謝金には、その性格上、定められた単価はありませんが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要があります。

なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。

旅費

「旅費」とは、事業を実施するために必要となる講師の研修会出席や技術者の現地調査等の実施に必要な経費です。

使用料及び賃借料

「使用料及び賃借料」とは、事業を実施するために必要となる林業機械損料及び林業機械レンタル料である。

ただし、林業機械レンタル料の助成率は1/2以内とする。

需用費

「需用費」とは、事業を実施するために必要となる資料等の印刷に必要な印刷費、各種事務用品等の調達に必要な消耗品等の経費です。

役務費

「役務費」とは、事業を実施するために必要となる労災保険料、森林保険料、郵便料、機械の運搬料、諸物品の運賃の支払に必要な経費です。

備品・資機材購入費

「備品・資機材購入費」とは、事業を実施するために必要となる苗木代、燃料費等に必要な経費です。

(3) 助成できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は提案することができません。

建物等施設の建設、不動産・林業機械取得等に関する経費

本事業の業務の一部を他の民間団体・企業に委託する経費

事業の実施に関連のない経費

4. 助成金の額、助成率

助成金の額は、原則600万円以内とし、助成率は、助成金の額の範囲内で事業の実施に必要な経費の定額(10/10)を助成します。ただし、林業機械レンタル料の助成率については1/2以内とします。

なお、申請のあった金額については、助成対象経費等の精査により減額することもありますので御留意ください。

5．事業の種類等

(1) 事業の種類

本事業について、単年度の事業または複数年度にわたる事業を計画することができることとします。

複数年にわたる事業については、助成金の交付決定後、事業の進捗状況等の評価及び予算等により複数年行わせることが望ましいと判断されるものに限り、次年度以降についても助成金が交付されることとなります。

なお、複数年にわたる事業についても次年度以降、毎年、応募申請書を提出し、審査を受けることとなります。

(2) 複数年にわたる事業の条件

複数年にわたる事業についても、各年度において抜本的なコストダウンが図れる事業であることを条件とします（トータルでコストダウンが図れるが、事業実施期間の各年度ごとにコストダウンが図れないものは対象となりません）。

6．事業実施期間

事業実施期間は、平成 19 年度～平成 22 年度とします。

7．選定審査

(1) 審査方法

本会が設置する森林整備革新的取組支援事業選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）の審査を経て選定します。選定審査委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とします。

なお、本会から応募申請内容等について問合せを行う場合があります。また、選定に当たって、直接申請者から事業の説明を受ける場合があります。

(2) 審査結果の通知

審査の結果については、応募申請者に対して本会から文書で通知するとともに、選定された事業概要について一般に公表します。

8．事業の実施及び助成金の交付に必要な手続等

(1) 選定通知を受けた後、助成金交付申請書を提出していただきます。

(2) 本事業は平成 20 年 2 月中に完了することとし、完了後、事業実績報告書に必要な書類を添付して、平成 20 年 2 月 28 日までに提出していただきます。

ただし、3 月に植付を伴う事業に限っては、事業実績報告書の提出期限は平成 20 年 3 月 25 日までとなります。

複数年にわたる事業であっても、各年度ごとに上記期限までに実績報告書を提出していただきます。

(3) 助成を受けた者は、本事業終了後 5 年間、関係する帳簿、会計書類の伝票等について保存していただきます。

9．応募に必要な書類

(1) 所定の応募申請書を提出して下さい。

応募申請書様式はホームページサイトから入手できます。また、お問い合わせに応じて事務局が郵送いたします。

(2) (1) の応募申請書以外に、事業内容を説明するために必要とする資料を添付することもできます。

(3) 提出された応募申請書は選定審査以外には使用しません。なお、応募申請書は返却いたしません。

10. 募集期間

応募の受付は平成19年4月16日(月)から5月18日(金)まで行います(応募締切当日消印まで有効)。

11. 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書等の提出先及び事業内容や募集要領についてのお問い合わせは、下記にお願いします。なお、応募申請書は持参又は郵送、運送することとします。

12. 助成金交付決定者(以下「事業実施主体」という。)に係る責務等

助成金の交付を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任をもたなければなりません。特に、交付申請書(採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

(2) 助成金の経理管理

事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)に基づき、適正に執行する必要があります。

事業実施主体は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発明者に帰属します。

(4) 調査等への協力

助成期間中に、本会の職員等による現地調査を行うことがあるほか、施業技術の普及のため、発表会への参加、事例集の作成、視察の受入れ等の協力依頼をすることがあります。

(5) その他

本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度の事業の助成を約束されたものではありませんので御留意願います。

平成19年4月16日

全国森林組合連合会

全国森林組合連合会 森林整備革新的取組支援事業担当事務局(担当者:伊原、淡田)
〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目1番12号
TEL: 03-3294-9719 FAX: 03-3293-4726
E-mail: awata@zenmori.org URL: <http://www.zenmori.org/>
ホームページから募集要領や申請書様式を入手することができます。

別表(2.(1)関係)

モデル地域一覧

新生産システムモデル (基本構想) 名	都道府県	対象区域	
		対象流域	対象市町村
秋田	秋田県	米代川、雄物川、子吉川	秋田県全域
奥久慈八溝	福島県	阿武隈川 奥久慈	白河市一円、西白河郡一円 東白川郡一円
	茨城県	八溝多賀	日立市一円、常陸太田市一円、高萩市一円、 北茨城市一円、常陸大宮市一円、久慈郡一円
岐阜広域	岐阜県	宮・庄川、飛騨川、長良川、揖斐川、木曽川	岐阜県全域
中日本圏域	岐阜県	宮・庄川、飛騨川、長良川、揖斐川、木曽川	岐阜県全域
	愛知県	尾張西三河、東三河	愛知県全域
	三重県	伊賀、北伊勢、南伊勢、尾鷲熊野	三重県全域
岡山	岡山県	高梁川下流、旭川、吉井川	岡山県全域
四国地域	徳島県	吉野川、那賀・海部川	徳島県全域
	愛媛県	東予 中予山岳	新居浜市一円、西条市一円、四国中央市一円 上浮穴郡一円
	高知県	四万十川	須崎市一円、宿毛市一円、土佐清水市一円、 四万十市一円、高岡郡のうち佐川町・越知町 及び日高村を除く地域、幡多郡一円
		嶺北仁淀	土佐市一円、長岡郡一円、土佐郡一円、吾川 郡一円、高岡郡佐川町、越知町及び日高村
高知中央・ 東部地域	高知県	嶺北仁淀	土佐市一円、長岡郡一円、土佐郡一円、吾川 郡一円、高岡郡佐川町、越知町及び日高村
		高知	高知市一円、南国市一円、香南市一円、香美 市一円
		安芸	室戸市一円、安芸市一円、安芸郡一円
熊本	熊本県	白川・菊池川、緑川、球磨川、天草	熊本県全域
大分	大分県	大分北部、大分中部、大分南部、大分西部	大分県全域
宮崎	宮崎県	五ヶ瀬川、耳川、一ツ瀬川、大淀川、広渡川	宮崎県全域
鹿児島圏域	鹿児島県	北薩、始良、南薩、大隈、熊毛	奄美大島流域(奄美市一円、大島郡一円)を除く鹿児島県全域

当該区域のうち、福島市一円、郡山市一円、須賀川市一円、二本松市一円、田村市一円、伊達市一円、伊達郡一円、安達郡一円、岩瀬郡一円、石川郡一円、田村郡一円を除く地域

別表(3.(2)関係)

経費	助成率	重要な変更	助成対象経費
人工林施業の抜本的なコストダウンに資する施業技術の試行的実施に必要な経費	定額 ただし、林業機械レンタル料は1/2以内の助成	助成対象経費の欄に掲げる機械レンタル料と他の経費との間の増減	ア 技術者給 イ 賃金 ウ 謝金 (研修会出席等に対する謝金) エ 旅費 (研修会の出席・現地調査等に必要の旅費) オ 使用料及び賃借料 (林業機械損料・林業機械レンタル料等) カ 需用費 (印刷製本費、消耗品費等) キ 役務費 (労災・森林保険、機械・通信運搬費等) ク 備品・資機材購入費 (苗木代、燃料費等)